

楽しい道を じゃないけど 楽しい道を

Be together
as one.
『心を一つに』

進学とお金の話 その2

前号で進学と費用について記載しましたが、様々な奨学金制度について、もう少し詳しく紹介します。

*すべて保護者の所得に制限があります。

☆全員対象の就学支援金（給付）☆

国の政策で高等学校に進学すれば全員に給付され（返す必要が無い）、公立高校の場合は 118,800 円（年額）私立高校へ進学した者にも年額 118,800 円～297,000 円の給付があります。年収によりランクがあり、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税得割額との合算額が 507,000 円（=おおよそ年収 910 万くらい）以上は受けられません。来年度から、私立高校等に通う生徒に対して、上限額が引き上げされます。国からの金額など詳細の発表がまだないのでこれ以上のこととはわかりません。

☆京都府が行っている事業☆

①修学資金の（貸与）事業…◆

中学校在籍中に予約申請をして認定されると、貸与される。

公立 18,000 円以内（月額） 私立 30,000 円以内（月額）（自宅外は 5,000 円加算できる）
(年収約 472 万円以内である事)

②あんしん修学支援事業（給付）

- ・生活保護世帯：学費の全額補助
- ・非課税世帯及び保護者の年収が約 500 万未満程度の場合（道府県民税・市民税所得割り額で判定）
：府内私学の平均授業料 65 万円まで給付（就学支援金含む）

※高校へ入学後、申請します。

※注意！ これらの資金は入学が確定してから（在学証明が発行されてから）の支給となるので、入学金や制服代や教科書代など入学当初に必要な時期には間に合いません。

このあんしん修学支援制度も、上記の就学支援金（給付）がどうなるかで詳しくはまだ決まっていません。

☆社会福祉協議会が行っている事業☆

年間所得が生活保護世帯の 1.8 倍までの収入である家庭は、事前に手続をしておけば、入学前に必要な資金を借りることができます。

①教育支援金

修学するために必要な経費を、他の公的資金貸与制度への「つなぎ資金」として 6 ヶ月を上限として借りることができます。

②就学支度金

高校や高専などへの入学に際し、必要な経費を借りることができます。

*どちらも公的資金が支給された段階で全額一括返済となります。

どの奨学金も申請してから認定されるまでに、最低 1 ヶ月程度必要です。資金に関するご相談はお早めにご相談ください。また、高校によっては独自に行っている奨学金制度があったり、使えない制度があることもあります。希望する高校に直接聞くこともできます。

上記の◆修学資金貸与について、中学校の間に予約申請を行うことができます。

☆高等学校等修学資金貸与予約申請に関して(3年生)☆

前号の説明に出てきた◆「修学資金の貸与」について、この制度は、公立高校進学者に月額 18,000 円と支度金 50,000 円・私立高校進学者に月額 30,000 円と支度金 250,000 円程度を貸してくれる制度です。返済の義務があります。本日配付された案内(ピンク色)と、この進路によりを保護者の方に必ず見せてください。内容をご確認の上申し出でていただくと、予約申請用の冊子+申請用紙をお渡しいたしますので、必要書類を添付の上、期限までに申請手続きをしていただきますようお願いします。

資格審査に必要な書類の不備等で再提出を求められる事が多々あるので、できるだけ早めに申請して下さい。

案内(ピンク色)を見ながら下記の説明を読んでください。

◆ 大きくは下記ア、イの2つの制度があり、収入によってどちらの制度が利用可能か、あるいは利用不可なのか、ご確認ください。

ア 高等学校修学資金貸与制度

(直接口座に貸付金が振り込まれます)

イ 修学支援特別融資利子補給制度

(銀行から融資を受けその利子を京都府が支払います)

案内(ピンク色)のp4・p5を見てア・イどちらの制度を利用できるかを判断します

市町村民税特別徴収税額の通知書などから「都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額」の金額(保護者合算)をp5の表と照らし合わせます。

もし所得割額の方が表より小さくなる場合はアの制度が利用できます

アが利用可の場合・・・この場合は、修学支度金(p3)も借りることが可能です。

この修学支度金も貸与制度と利子補給制度の2種類に収入により分かれます。

紫色の案内冊子をもらって、必要書類をそろえて(申請書・所得証明・口座振替依頼書(通帳のコピー添付)・チェック表・その他あれば書類)中学校に提出してください。

アが利用できない場合・・・P6・P7を見てイが利用できないか確認してください。

主たる生計維持者の(供稼ぎの場合収入の多い方)源泉徴収票などの「支払金額」を調べp7の控除額(表1と表2)を加えます・・・年間収入認定額

この年間収入認定額とP7上の収入基準額を比べて判断します

年間収入認定額が収入基準額以下になる場合にこの制度(イ)が利用できます

(収入基準額の方が小さくなる場合はこの制度(アも併に)は利用できません)

イが利用可の場合・・・緑色の案内冊子をもらって、必要書類をそろえて(所得証明と申込書)中学校に提出してください。

ア(紫色)、イ(緑色)の案内(申込書)は学校にあります。担任の先生に申し出てください。

とにかく、書類がそろった時点でできるだけ早く提出してください。予約申請ですので、後で断ることもできます。進学校決定後に本申請します。高校入学後に申し込むこともできます。中学校で予約すると、振り込みなどの時期が早くなります。

(書類記入には消せるボールペンやスタンプ式印鑑は使わないでください)

☆高等学校等修学資金貸与予約申請に関して☆のつづき

申請資格の大まかな目安

- 所得制限 年収約472万円未満(世帯の人数や19歳以下の子どもの数によって増減します)

必要書類

- | | |
|-----------------|-----------------------------|
| ・高等学校等修学資金予約申請書 | ・所得に関する証明書(原本)(所得額と課税額が分かる) |
| ・貸与口座振り替え依頼書 | ・生徒本人名義の通帳コピー(生徒の名義で貸与します) |
| ・推薦依頼書、推薦書 | ・誓約書 |

提出締切日

第一次締切 11月22日(金) / 第二次締切 12月10日(火) / 最終締切 12月20日(金)

※書類訂正の時間が必要ですので、まずは第一次までに提出するようにしてください